

松山市広告付き窓口案内システム導入事業 評価基準書

評価項目	評価内容	配点	評価方法
実施方針	業務の目的や仕様書の内容を踏まえた適切な実施方針になっているか。	5	①
機器表示	機器の画面表示、画面デザイン、インターネット上での混雑状況の表示が分かりやすいものか。	5	①
機器操作性	機器操作や設定変更等が簡単に行える仕様になっているか。	5	①
音響設備	設置場所において、案内を行う際に十分な音響設備を整えることができるか。	5	①
安全対策	機器設置にあたって十分な安全対策がなされているか。	5	①
保守体制	機器の障害が発生した際の保守体制が十分に整っているか、また消耗品などの提供が適切に行われるか。	5	①
広告・行政情報表示	広告の募集、作成等についての基準遵守、表示の見やすさ等について	5	①
導入スケジュール	運用開始までに、機器の設置や職員研修などを十分に実施できるスケジュールとなっているか。	5	①
事業実績	同様の事業について、十分な他市への導入実績を有しているか。	5	①
事業者提案	仕様書中の機能等に定めのない事項について、より良い市民サービスにつながる有益な機能の提案があるか。	15	②
納入金額	広告料の納入金額が一番高い事業者を40点とし、2番目以下の事業者については、当該提示価格を最高価格で除した値に40を乗じた値（小数点第二位以下は四捨五入）を価格点とする。	40	—
合計		100	—

【評価方法①】

・企画提案書を対象に、評価内容について以下の3段階で評価する。

- 5（優れている）
- 3（問題ない）
- 0（劣っている・仕様を満たしていない）

【評価方法②】

・提案された内容ごとに以下の3段階で評価する。

- 5（採用し大いに効果が期待できる）
- 3（採用する）
- 0（採用しない・提案がない）